

農業外国人材向け農業技術習得に向けた研修体制構築業務に関する 委託企画提案競技実施要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する農業外国人材向け農業技術習得に向けた研修体制構築業務（以下「業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 業務の目的

本県農業に従事する外国人材向けに、農作業安全を含めた農業技術習得に向けた研修体制を構築するための各種取組を実施する。

2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者から公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容と認められた者と随意契約を締結する。

3 委託業務の内容

(1) 業務名

農業外国人材向け農業技術習得に向けた研修体制構築業務

(2) 業務内容

別紙 農業外国人材向け農業技術習得に向けた研修体制構築業務に関する委託仕様書のとおり

4 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとし、その旨の誓約書（別紙5）を提出すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 県税に未納がないこと。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

(8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

5 予算上限額

1,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※履行までに要する全ての経費を含む。

6 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

7 日程

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 実施公告 | 令和8年7月28日（火） |
| (2) 説明会参加申込み | 令和8年8月 3日（月）午後5時まで（必着） |
| (3) 説明会 | 令和8年8月 6日（木）午前10時から |
| (4) 質問票締切 | 令和8年8月13日（木）午後5時まで（必着） |
| (5) 企画提案競技参加申込み | 令和8年8月19日（水）午後5時まで（必着） |
| (6) 企画提案書提出 | 令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着） |
| (7) プレゼンテーション | 令和8年8月26日（水）午前10時から |
| (8) 審査結果通知 | 令和8年8月31日（月）まで（予定） |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

- | | |
|--------|--|
| ① 日時 | 令和8年8月6日（木）午前10時から |
| ② 場所 | オンライン（Microsoft Teams）を利用して実施する。 |
| ③ 提出書類 | 事前説明会参加申込書（別紙1）を提出すること。
なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。 |
| ④ 提出先 | 本要領12のとおり |
| ⑤ 提出方法 | 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。） |

⑥ 提出期限 令和8年8月3日（月）午後5時まで（必着）

⑦ その他

参加申込みをした者に対しては、開催日前日までに事前説明会の詳細を通知する。

(2) 企画提案競技に係る質問及び回答

① 提出書類 質問票（別紙2）を提出すること。

② 提出先 本要領12のとおり

③ 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 提出期限 令和8年8月13日（木）午後5時まで（必着）

⑤ 回答方法

質問への回答は、軽微なものを除き、原則として質問受付日から3日以内（土日、祝日を除く。）に、企画提案競技への参加申込書提出者全てに質問者へ電子メールで送付することとする。

⑥ 質問内容

原則として、当該業務に係る内容や応募手続き等に関する事項に限る。次の質問は受け付けない。

- ・他の応募者の提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(3) 企画提案競技参加申込み

① 提出書類 企画提案競技参加申込書（別紙3）

② 提出先 本要領12のとおり

③ 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 提出期限 令和8年8月19日（水）午後5時まで（必着）

⑤ その他

参加申込書を受け付けた場合、県担い手農地対策課から電話にて確認の連絡を行うので、申込日2日後（土日、祝日を除く。）までに連絡がない場合には、県担い手農地対策課まで問い合わせること。

なお、参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（別紙4）を持参又は郵送により提出すること。

(4) 企画提案書の提出

① 提出書類

以下のア～オは5部、カは1部提出すること。ただし、押印が必要なものについては、原本を1部とし、残り4部はコピーでの提出も可とする。その際は、原本とコピーで区別できるようにして提出すること。

ア 企画提案書（様式任意、A4版）

- ・原則としてA4版で作成すること。
- ・研修のコンセプト及び重視するポイントを記載すること。
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。
- ・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
- ・本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等があれば記載すること。

イ 委託業務実施体制（様式任意）

- ・業務上の協力事業者等があれば、その内容や体制も併せて記載すること。

ウ 見積書及び見積明細書（様式任意）

- ・委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

エ 会社概要

- ・既存資料で可

オ 業務実績

- ・過去3年以内の地方公共団体との契約実績及び業務内容が分かる書類を提出すること。

カ 誓約書（別紙5）

② 提出先 本要領12のとおり

③ 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

④ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑤ 留意事項

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

(5) プレゼンテーション

① 日時 令和8年8月26日（水）午前10時から

② 場所 県庁1号館9階第2会議室

③ 実施方法

参加者によるプレゼンテーション方式

ア 現地又はオンラインによるプレゼンテーション審査とする。

（企画提案競技参加申込書に希望する審査方法を記載すること。）

イ プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分、質疑応答10分の計30分以内とする。

ウ プレゼンテーションに参加する人数は、1提案者当たり、主たる説明者1名、それを補助する者2名以内の合計3名以内とする。

なお、主たる説明者は、本業務を主で担当する者とする。

エ 企画提案競技参加者の審査順は、企画提案書の受付順とし、発表時間は事前に通知する。

④ 留意事項

ア オンラインによる審査を希望する場合は、提案者が「Zoom」又は「Microsoft Teams」いずれかのウェブ会議ツールを準備し、必要に応じて前日までに接続テストを行うこととする。

イ 審査当日に、ウェブ会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。

ウ 来庁して対面による審査を希望する場合、県で、モニター又はプロジェクター及びスクリーンを各1台準備するが、パソコン(付属するケーブル類を含む。)やインターネット回線については、提案者が準備すること。

(6) 審査項目

別添農業外国人材向け農業技術習得に向けた研修体制構築業務委託に係る審査表のとおり

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査結果の通知

令和8年8月31日(月)までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

なお、提案者は、通知日から7日以内(土日、祝日を除く。)に、自己の審査結果について情報提供を求めることができる。

(9) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適応しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(10) (9)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
- (3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前 2 項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (7) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (8) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。

12 担当課（問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県農政水産部農村振興局 担い手農地対策課 農業参入・法人支援担当

（担当：濱砂）

電 話 0985-32-4465

E-mail ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp